

別府市告示第 37 号

令和 7 年度別府市貨物運送事業者等燃料価格高騰対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 2 月 6 日

別府市長 長野 恒紘

令和 7 年度別府市貨物運送事業者等燃料価格高騰対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、燃料油価格高騰の影響を受けている運送事業者等を支援するため、予算の範囲内で令和 7 年度別府市貨物運送事業者等燃料価格高騰対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに關し、別府市補助金等交付規則（平成 2 年別府市規則第 50 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、令和 7 年 4 月 1 日以前から別府市内に本社、支社、営業所等を有し、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を經營する者であって、第 5 条に規定する申請の日以降も別府市内に本社、支社、営業所等を有し、継続して補助事業を經營する意思を有するものとする。

- (1) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 3 条の許可を受けて行う同法第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業（以下「一般貨物自動車運送事業」という。）
- (2) 貨物自動車運送事業法第 35 条第 1 項の許可を受けて行う同法第 2 条第 3 項に規定する特定貨物自動車運送事業（以下「特定貨物自動車運送事業」という。）
- (3) 貨物自動車運送事業法第 36 条第 1 項の届出をして行う同法第 2 条第 4 項に規定する貨物軽自動車運送事業（以下「貨物軽自動車運送事業」という。）
- (4) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年法律第

57号) 第4条の規定により大分県公安委員会の認定を受けて行う同法第2条第1項に規定する自動車運転代行業(以下「自動車運転代行業」という。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。

(1) 市税を完納していない者。ただし、市長が特別の理由があると認められる者を除く。

(2) 暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)、同条第2号に規定する暴力団(以下この号において「暴力団」という。)若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。)

(補助対象車両)

第3条 補助金は、補助対象者が補助事業に使用する自動車(自動車運転代行業にあっては、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第7項に規定する随伴用自動車(以下「随伴用自動車」という。))(以下「補助対象車両」という。)に応じて交付する。

2 補助対象車両は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

(1) 補助事業に使用するために所有し、又はリース契約に基づき借用していること。

(2) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車であること。ただし、二輪自動車及び被牽引自動車、靈きゅう車等は除く。

(3) 自動車検査証に記載の使用の本拠の位置が別府市内であること。

(4) 自動車検査証に記載の用途が貨物又は特種であること(随伴用自動車を除く。)。

(5) 自動車検査証に記載の自家用・事業用の別が事業用であること(随伴用自動車を除く。)。

(6) 令和7年4月1日以前から第5条に規定する申請の日までの間、補

助事業のために使用していること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象車両に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、随伴用自動車は、1台につき5万円とする。

- (1) 普通自動車 1台につき5万円
- (2) 小型自動車 1台につき3万円
- (3) 軽自動車 1台につき1万円

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は一の補助対象者につき50万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和7年度別府市貨物運送事業者等燃料価格高騰対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和8年3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 次のア、イ及びウに掲げる補助事業に応じ、当該ア、イ及びウに定める書類

ア 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業 国土交通大臣の許可書等の写し

イ 貨物軽自動車運送事業 貨物軽自動車運送事業経営届出書等の写し

ウ 自動車運転代行業 大分県公安委員会からの自動車運転代行業の認定証の写し

- (2) 第2条第2項第1号本文に該当する者でないことが確認できる書類

- (3) 法人にあっては直近の法人税確定申告書別表1の写し、個人にあっては直近の確定申告書第1表の写し

- (4) 補助対象車両一覧表（様式第2号）

- (5) 補助対象車両全ての自動車検査証の写し（有効期限内のもの）

- (6) 補助対象車両全ての写真（カラー写真で補助対象車両の前面全体及び自動車登録番号標又は車両番号標が写っており、かつ、自動車登録番号又は車両番号が確認できるもの）

- (7) 誓約書（様式第3号）
- (8) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付又は不交付を決定し、令和7年度別府市貨物運送事業者等燃料価格高騰対策事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

（補助金の交付請求）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、補助金の交付を請求しようとするときは、当該通知を受けた日から30日以内に令和7年度別府市貨物運送事業者等燃料価格高騰対策事業補助金交付請求書（様式第5号）に振込先口座通帳の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、当該請求の日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年3月2日から施行する。
(別府市貨物運送事業者等燃料価格高騰対策事業補助金交付要綱の廃止)
- 2 別府市貨物運送事業者等燃料価格高騰対策事業補助金交付要綱（令和

6年別府市告示第26号)は、廃止する。

(制定理由)

燃料価格高騰の影響を受けている運送事業者等を支援するため、令和7年度別府市貨物運送事業者等燃料価格高騰対策事業補助金を交付することにつき必要な事項を定めるため、要綱を制定しようとするものである。